

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる 「国民健康保険税の減免」に関する Q&A

目次

申請

- Q1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか？ 3
- Q2 通知書が届いたら、すぐに申請をしないといけませんか？ 3
- Q3 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する
必要がありますか？ 3
- Q4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請
はできますか？ 3
- Q5 申請の期限はありますか？ 3

減免要件

- Q6 主たる生計維持者とは誰のことですか？ 3
- Q7 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったことはどのように確認しますか？ 4
- Q8 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか？ 4
- Q9 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか？ 4
- Q10 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見
込み額はどのように算出すればよいですか？ 4
- Q11 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含みませんか？ 4
- Q12 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分
の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、
二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合、
減免の要件に該当しますか？ 4
- Q13 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給
付金」などの給付金は含みますか？ 4
- Q14 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和元年中は必要経費
の額が多く、事業所得は0円以下でした。この場合、減免の要件には該当しますか？ 5
- Q15 「令和元年中の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかか
る所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めます
か？ 5

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる 「国民健康保険税の減免」に関する Q&A

- Q16 「令和元年中の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか？ 5
- Q17 「減少が見込まれる収入」とは前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか？ 5
- Q18 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和元年中の所得の合計額」とは、例えば、令和元年中の所得に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得だけが対象ですか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか？ 5

減免対象保険税

- Q19 令和 2 年 5 月に、「令和 2 年度国民健康保険税（平成 30 年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和 2 年 6 月 1 日となっていますが、これについては減免の対象となりますか？ 6
- Q20 国民健康保険に加入する手続きを令和 2 年 2 月に行い、令和元年 12 月まで遡って国保に加入しました。5 月に納税通知書が届き、12 月分以降の保険税が令和 2 年 6 月 1 日の納期限となっています。この場合、減免の対象になりますか？ 6

減免額

- Q21 令和 2 年中の収入見込み額は、減免額に関係しますか？ 6

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる 「国民健康保険税の減免」に関する Q&A

申請

Q1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか？

郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するため、窓口でなく郵送による申請をオススメしています。オンラインによる申請は受け付けておりません。

申請をご希望される方は、HP から申請を印刷して郵送していただくか、印刷が難しい方はこちらから申請書を郵送いたしますので、事前に住民課保険係までお問い合わせください。

Q2 通知書が届いたら、すぐに申請しないとイケませんか？

通知書送付後（6月中旬～8月末）は、住民課保険係に各種問い合わせが集中し、窓口の混雑やお電話が繋がりにくくなることが予想されます。

申請される時期によって、減免額が変わることはありませんので、よろしければ、混雑時期を避けての申請にご協力をお願いします。

ただし、納期限が到来するものについては先にお支払いいただくか、お支払いが難しい場合は徴収猶予（納付先延ばし）の申請をしてください。

Q3 令和元年度と令和2年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか？

恐れ入りますが、申請は年度ごとに行ってください。申請書も同様をお願いいたします。両年度の申請を出される場合は、共通する項目も多いので、年度によって異なる部分以外はコピーで構いません。ただし、押印については必ずそれぞれ押していただくようお願いいたします。

Q4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか？

減免の要件である、令和元年中の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和元年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。

確定申告をされてから減免の申請をしてください。なお、給与収入のみであった方で事業所が申告している場合は確定申告は不要です。

また、同一世帯内に18歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方は除きます）がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

Q5 申請の期限はありますか？

申請は令和3年3月29日（月）までをお願いします。

減免要件

Q6 主たる生計維持者とは誰のことですか？

主たる生計維持者は、原則国民健康保険の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）のことです。

ただし、納期限が到来するものについては先にお支払いいただくか、お支払いが難しい場合は徴収猶予（納付先延ばし）の申請をしてください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる 「国民健康保険税の減免」に関する Q&A

Q7 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったことはどのように確認しますか？

医師の（死亡）診断書により確認しますので、写しを添付してください。

Q8 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか？

新型コロナウイルス感染から治療終了まで1カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。医師の診断書により確認しますので、写しを添付してください。

Q9 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか？

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します（直接的又は間接的であるかを問いません）。

新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（例えば、懲戒解雇や令和元年（平成31年）中の離転職が原因である場合等）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q10 収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか？

令和2年中（令和2年1月から12月まで）の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から申請の前月までの収入実額に、申請月から12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出することとなります。（一定の合理性を担保され、妥当性があるもの）。

Q11 「減少した収入」に雑収入や株の取引による収入は含まれますか？

含まれません。「減少した収入」として算定するのは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他の収入は対象ではありません。

Q12 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比10分の3以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比10分の3以上の減少には達しません。この場合は減免の要件に該当しますか？

該当します。

事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年比10分の3以上の減少見込みであれば減免の要件に該当します。

Q13 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や県から支給される「特別定額給付金」などの給付金は含まれますか？

国や県から支給される各種給付金は、収入には含まれません。（収入申立書に記載する必要はありません。）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者にかかる 「国民健康保険税の減免」に関する Q&A

Q14 事業収入について前年比10分の3以上の減少見込みなのですが、令和元年中は必要経費の額が多く、事業所得は0円以下でした。この場合、減免の要件には該当しますか？

要件には該当しますが、減免の計算（ $A \times B \div C \times D$ ）において、所得額が0円以下の場合、減免額が0となるため、減免の対象外になります。

Q15 「令和元年中の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得がある場合は、それも含めますか。

含めます。

「令和元年中の所得の合計額」は、令和元年中のすべての所得を合計した金額です。

Q16 「令和元年中の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか？

「令和元年中の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第314条の2第1項に規定する各種控除については、控除する前の金額です。

なお、地方税法第314条の2第2項に規定する基礎控除（33万円）についても控除する前の額です。

また、地方税法第313条第8・9項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の租税特別措置法に規定する特別控除については控除した後の額となります。

Q17 「減少が見込まれる収入」とは前年比10分の3以上の減少が見込まれる収入のことですか？

そのとおりです。前年比10分の3以上の収入減少見込みがある所得のことです。

Q18 「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の令和元年中の所得の合計額」とは、例えば、令和元年中の所得に給与所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の4種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得だけが対象ですか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか？

不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの限りではありません。

減免対象保険税

Q19 令和2年5月に、「令和2年度国民健康保険税（平成30年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和2年6月1日となっていますが、これについては減免の対象となりますか？

平成30年度以前の保険税につきましては、納期限が令和2年2月以降に設定されていたとしても減免の対象とはなりません。

Q20 国民健康保険に加入する手続きを令和2年2月に行い、令和元年12月まで遡って国保に加入しました。5月に納税通知書が届き、12月分以降の保険税が令和2年6月1日の納期限となっています。この場合、減免の対象になりますか？

全部ではなく、一部が対象となります。令和2年1月以前の分が令和2年2月以降の納期限で賦課されている場合は、令和2年2月分以降の保険税額を月割で計算し、その分の額は減免申請の対象となります。

減免額

Q21 令和2年中の収入見込み額は、減免額に関係しますか？

令和2年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免額には関係しません。
減免額は、減少割合ではなく、保険税計算のもととなった所得額に対する減少した収入に係る所得の比率と、主たる生計維持者の前年の所得の合計額によって決まります。

【問い合わせ先】

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
新宮町役場 住民課 保険係
電話092-963-1733（直）